

酒類提供飲食店支援事業について

1 事業の趣旨

- 国において、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、5月28日の第51回府新型コロナウイルス対策本部会議において、酒類を提供する飲食店には休業、提供しない飲食店には夜8時までの営業時間短縮を、引き続き要請することが決定。
- 今回の延長に伴い、酒類提供を主として営業する飲食店等に対して、本市独自で行っていた府協力金への上乘せを、延長して実施し、当該事業者の事業継続を支援する。

2 事業内容

- 期 間 令和3年6月1日（火）～6月20日（日）（20日間）【緊急事態措置期間（延長期間）】
※当初期間：令和3年4月25日（日）～5月31日（月）（37日間）
- 協力金額 日額1万円から最大2.5万円（府の協力金と合わせて売上の5割相当を支援）
- 対象件数 約9,000件 ※食品衛生法に基づく飲食店営業許可件数（2021年1月27日時点）等より算出
- 対象者の要件 次の①～④の全てを満たす事業者
 - ①大阪府の営業時間短縮協力金の支給を受けていること
 - ②売上に占めるお酒の割合が20%以上であること
 - ③売上日額10万円を超える大阪市内の店舗であること
 - ④要請に応じたことにより、以前に行っていた11時から19時までの酒類提供をとりやめた施設であること
- 予算額 約40億円（内訳 協力金：約37億円、事務費：約3億円） 当初期間分との合計額：約110億円
※予算措置については、急施専決による

6月下旬又は7月以降

申請受付開始（大阪府に合わせて開始）

府協力金概要

対象店舗：休業要請等に応じた飲食店

協力金：

<中小企業> 1店舗あたり 日額4万円～最大10万円
(1日あたりの売上高に応じて段階的に支給)

<大企業> 上限20万円※中小企業も選択可
(1日当たりの売上高の減少額×0.4)